

ブッシュ・ドクトリンと 米国の国家安全保障戦略

澤 喜司郎

はじめに

2002年1月29日の最初の一般教書演説で、ブッシュ大統領はイラクとイランと北朝鮮を「悪の枢軸」と呼び、「本当に危険であり大惨事を引き起こす恐れがあるのは、テロリストやそれらの国の政府が大量破壊兵器を手に入れやすくなっていることなのだ」と明言するとともに、9・11米同時多発テロのような「事件が起きるのを待つつもりはない」と先制して行動することをほのめかしていた。

2002年6月1日のウェストポイント陸軍士官学校での演説の中で、ブッシュ大統領は主としてイラクに関わる過去の議論を敷衍して後にブッシュ・ドクトリンという名で知られることとなった内容について語った。それは、米国は今後過去の冷戦時代の「封じ込めと抑止政策」だけには依存せず、米国は脅威に対して先制攻撃をかける権利を保有し、それによって戦火を相手国で開き、相手の計画を砕き、最悪の脅威が現実のものとなる以前にそれに対処し、また自由の実現に必要な諸条件はすべての国にとって同じであり、米国の使命は自らが拠って立つ諸原理を広く海外に広め、米国が世界の唯一のスーパーパワーとして存在し続けるのに必要なことはすべてこれを行うというものであった。そして、2002年9月20日にホワイトハウスは先制攻撃、政権(体制)の変更、軍事的優位性の維持(米国の指導力の行使)の三原則を成文化した「米国国家安全保障戦略」を発表し、これがブッシュ・ドクトリンと呼ばれているものである¹⁾。

このブッシュ・ドクトリンが描く「未来像は、明らかに世界を作り直す」と

いう野望が含まれており、人々の窮状を減らし、平和をもたらすには、先制攻撃と、必要とあれば一国のみの行動も辞さないという考えがそこにあった」(ボブ・ウッドワード『ブッシュの戦争』伏見威蕃訳、日本経済新聞社、2003年、452頁)ばかりか、それは「昨年9月に起きた米同時多発テロ後の安全保障政策の集大成ともいえ、抑止や国際協調などといったこれまでの戦略を転換し、米国の《単独行動主義》を一層強める性格のもの」(朝日新聞)とされている。一方で、ブッシュ・ドクトリンの発表は「新しい時代の到来を告げ、半世紀前に封じ込めドクトリンが生まれた当時にも比べられるほどの大きな変化が、再び米国のグローバルな役割に起こったことを示した。それは、戦争の役割を、9月11日に起きたテロ事件の犯人検挙のための警察行動から、専制政治を根絶し、民主主義を輸出する運動にまで変え」、「自由主義的民主主義と、それを世界中に広める米国の道義的責任を堅持するアメリカ的国際主義」²⁾が米国の公式政策において中心的な位置を占めるに至ったとも言われている³⁾。

-
- 1) これは、米国大統領が自らの対外政策の指針を議会に提示する恒例のもので、ブッシュ大統領が就任後1年9カ月をかけて作り上げたものである。「米国国家安全保障戦略」の主な項目は①地球規模でのテロ撲滅のための同盟強化、②大量破壊兵器による脅威の防止と予防的先制攻撃の正当化、③民主主義による開発の促進、④米国の軍事的優位性の維持(米国の指導力の行使)である。また、ブッシュ・ドクトリンの源流については「ブッシュ政権の誕生に先立つ十年余の時間をかけ、ネオコンはドクトリンの土台となる構想をあたためてきた。現政権のネオコン人脈の中核にすわるウォルフオウィッツ国防副長官は、ブッシュ氏の父親時代末期の1992年、リチャード・チェイニー国防長官(当時)に仕える国防次官として、国防計画指針草案を書き上げた。核拡散を防ぐためには武力の行使も辞さないという先制攻撃論の萌芽だった。《新パクス・アメリカナ構想》ともいわれたこのウォルフオウィッツ・ドクトリンこそが、ブッシュ・ドクトリンの源流となる」(西村陽一「ネオコンたちの戦争」、寺島実郎・小杉泰・藤原帰一編『イラク戦争—検証と展望—』岩波書店、2003年、126頁)との指摘がある。
 - 2) ローレンス・F・カプラン、ウィリアム・クリストル『ネオコンの真実』岡本豊訳、ポプラ社、2003年、138、156頁。
 - 3) ブッシュ・ドクトリンは「ブッシュ戦略を初めて体系化したもので、半世紀にわたる戦略概念を抜本的に転換」(読売新聞)、「冷戦時代の封じ込め戦略やクリントン前政権の協調路線からの歴史的な転換」(朝日新聞)、「米安保政策の原則を半世紀ぶりに転換」(英タイムズ誌)といわれている。

そこで本稿は、進歩的と称するマスコミや識者によるブッシュ・ドクトリン批判が展開されている中で、現実的視点に立ってブッシュ・ドクトリンを中心に米国の国家安全保障戦略についての若干の検討を試みるものである。なお、ネオコン(neo-conservatism)の中核的論客であるL・F・カプランとW・クリストルがイラク戦争を中心に米国の外交政策と国家安全保障戦略について著した『ネオコンの真実』(原書名: *The War Over Iraq*)がブッシュ・ドクトリンの最適な解説書であると考えられるため、本稿では本書を中心に検討を試みることを予めお断りしておく⁴⁾。

I 先制攻撃政策と理論

(1) ブッシュ・ドクトリンと先制攻撃政策

ブッシュ・ドクトリンの第一の綱領が先制攻撃政策であり、それは「大量破壊兵器の脅威に対しては能動的な拡散防止の努力が必要となる。米国は脅威が現実となる前に抑圧し、防御しなければならない。ならず者国家やテロ組織の目的を考えると、米国は過去のように相手の攻撃に対して反撃するという受動的な態度にはもはや依存できない。ならず者国家やテロ組織に伝統的な抑止力は通じないため、脅威が米国の国境に達するよりも前に我々に危害を加える者の脅威を見つけ出し、破壊することで米国の利益を守る。米国は国際社会の支持を得るための努力を継続するが、必要とあれば先制行動による自衛権行使の単独行動も辞さない」というものである。つまり、それは「ある種の状況の下では、先制攻撃が必要となることを認める意志の表明」(161頁)であり、米国国家安全保障戦略における「封じ込めと抑止政策」から「先制攻撃政策」への限定的な転換を意味するものである⁵⁾。

4) 本稿では『ネオコンの真実』からの引用が多くなるため、以下では脚注ではなく本文中に括弧書きにて引用頁数を記すことにする。また、引用文中に「米国」とあるもの一部は読みやすさを考慮して原訳の「わが国」や「アメリカ」等を改めたものである。

米国の国家安全保障戦略からその有効性が失われていると評される抑止政策は、かつてのソ連のように、敵対関係にある相手がどこの国かがはっきりと分かっている場合には有効であるかもしれないが、米国にとって最も危険なアルカイダのような国家ではないテロ組織を抑止することは事実上不可能であり、また兵器を相手国に持ち込む「近道」としてテロ組織を使うような国々を抑止することも実際には不可能であるとすれば、つまり抑止が効果的に機能しない場合には米国にとって行動の新しい道筋が必要なのは明白で「市民を守るために明らかに必要となるのは先制攻撃」(170, 171頁)であり、現実的視点に立てば先制攻撃以外には有効な手段はない⁶⁾。

そして、ここで先制攻撃政策について強調しておかねばならないことは、

-
- 5) 国家安全保障問題担当大統領補佐官コンドリーザ・ライスは、「人類の歴史には、必要な時に行動を起こさなかった結果、世界全体にとって極めて深刻な結果を生んだ例が無数にある。…我々は過去を振り返って、一体どれだけの数の独裁者が、結局重大な地球規模の脅威にまでなり、幾千、いや彼らの行く手で、実に幾百万の人間が殺害される結果が生まれ得るという事実を直視せねばなりません」(180頁)とし、また「大量破壊兵器使用の前歴と欲求と意図を有する攻撃的なこの暴君(フセイン・筆者加筆)が、二年ほどで核兵器を保有するというのは、まぎれもなく最悪の恐ろしい事態、とてつもなく災厄です。そんな恐ろしい事態が現実になっていいもののでしょうか。…9・11の教訓。脅威には早めに対処せよ」(ボブ・ウッドワード『ブッシュの戦争』伏見威蕃訳、日本経済新聞社、2003年、463頁)と述べている。
- 6) 「北の脅威」と日本の安全保障について、北朝鮮が「ならず者国家」として「自暴自棄の単発攻撃を仕掛けてくる危険が問題なのであり、現実にはいったん不当な攻撃が実行されたならば、その瞬間に北朝鮮の孤立と崩壊は決定的となるであろう。日本としては…米国の核抑止力だけに期待するよりも、日本の原理原則としての《非核平和主義》に徹し、大量破壊兵器の廃絶を執拗に訴え続けるという《持たざる国の強み》を生かし切るべきであろう」(寺島実郎「不要な戦争を拒否する勇気と構想」、寺島実郎・小杉泰・藤原帰一編、前掲書、11-2頁)と言われているが、ここには論理的な間違いがある。それは、「攻撃が実行された瞬間に北朝鮮の孤立と崩壊は決定的となる」ため北朝鮮が攻撃を仕掛けてこないと考えているとすれば、前段の「自暴自棄の単発攻撃を仕掛けてくる」との整合がとれない。「孤立と崩壊」を考えないからこそ、自暴自棄になるのである。また、「構想」と題されているが、大量破壊兵器の廃絶を執拗に訴え続けている間に北朝鮮が自暴自棄な攻撃を仕掛けてきて、死傷する人々はどうなるのか、との間に答えていない。自暴自棄になる前に先制攻撃を行う必要があるのではないだろうか。いずれにしろ「孤立と崩壊は決定的となるであろう」から。

一つは先制攻撃とは米国の軍事戦略にとって斬新なものではなく、敵国からの脅威とそれに対する先制攻撃は過去一世紀にわたって米国の軍事戦略の一部であったということであり⁷⁾、もう一つは先制攻撃とは国家安全保障戦略の限定的な一部分を占め、「先制攻撃が適用されるのは《限られた少数の場合》に限られ…《一昔前の脅威が示した反応を示さない新しいタイプの脅威が存在する》場合」(172頁)であるということである⁸⁾。

このように、先制攻撃政策が限定的なものであることは、米国の先制攻撃政策(戦略)はソ連を想定した旧来の核抑止政策(戦略)に代わる「新しい(態様の)戦争」における「新しい抑止政策(戦略)」であることを意味し、その本質は「先制的に攻撃を加えるという威嚇」にあるが、このメッセージが伝わらない敵に対しては「現実的な先制攻撃」も辞さないというものである⁹⁾。言い換えれば、かつての抑止戦略(厳密には核抑止戦略)は「敵の攻撃に対する報復・反撃力をもつことによって戦争を防止する戦略」であり、すでに核兵器を保有している米ソ両国の相互抑止は「先手をとれば核戦争で破滅するという恐怖の均衡に基づいた戦略秩序」(藤原帰一「アメリカの平和」、同編『テロ後世界はどうか変わったか』岩波新書、2003年、227頁)であったが、この抑止戦略を核などの大量破壊兵器を保有していない敵国に適用しようとする

7) たとえば「大量破壊兵器の拡散とそれに対する先制攻撃とを最初にリンクさせたのはクリントン政権で…1993年の12月にレス・アスピ国防長官は、大量破壊兵器での攻撃を防止する措置として地下トンネルに格納された化学生物兵器の破壊のための深部貫通爆弾を先制攻撃兵器として開発するプランを含む拡散防止プログラムをスタートさせ…それから一年以内に、アスピンの後継者ウィリアム・ペリーは、開発の進む北朝鮮の核兵器製造能力を破壊するためには先制攻撃を辞さないとの警告を発した」(176-7頁)のである。

8) にもかかわらず、ブッシュ大統領を批判する論客たちは「先制攻撃を無名の可能性の一つから公式に認められた政策にまで格上げすることで、大統領は国際法と、過去数十年間続いた米国の軍事戦略の両方に対する違反行為を犯した」(172頁)といい、先制攻撃についての問題を解明するのではなく、一層理解し難いものにしてしまったのである。

9) 拙稿「ブッシュ大統領とイラク戦争の正当性—河野教授のコメントに答えて—」『山口経済学雑誌』第52巻第1号、2003年11月。

れば、その敵国が大量破壊兵器を完備するまでは静観し傍観せざるを得ないのであり、事実、国際社会はこれまで静観し傍観してきたのである。

なお、米国の先制攻撃政策(戦略)が「新しい抑止政策(戦略)」であることは、2003年10月2日にロシア政府が今後10年間の軍事戦略の指針となる新軍事ドクトリン(ロシア軍近代化指針)を公表し、その中でロシアと同盟諸国への脅威を抑止するために先制予防攻撃の権利を留保するとし、また「侵略行為に対して戦略的抑止力の個別限定的使用を検討する」として通常戦力の脅威に対しても「戦略核の限定的な使用の容認」を打ち出したことから明らかである。つまり、ロシアの先制攻撃戦略の発表によって少なくとも米ロ間では「先制的に攻撃を加えるという軍事力相互の威嚇」によってその秩序が支えられることになったのである。

(2) 先制攻撃理論と現実

圧倒的な力での報復という警告を内容とする抑止理論は、冷戦中は期待された通りに機能し、「米国とソ連がボタンを押すだけでお互いに相手を破壊できるという現実が結局双方をボタンから遠ざけた」ことは事実であるが、その「全体の枠組は常にソ連の指導者たちが基本的に合理的であり、そのうえに保守的な人間であるという想定に依存している。そして実は、フルシチョフ、ブレジネフ、およびゴルバチョフは、如何に冷酷な指導者であったとしても自国を核戦争の果ての廃墟とはしたくなかった」のであり、その意味で「抑止理論は、現実には相手がある程度の正気を持ち合わせているかどうか懸か」(165-6頁)り、「抑止という概念は、対立する両国が相互に同じ観念を持ち、同じ思考過程をたどるからこそ成り立つ」(志方俊之『「フセイン殲滅」後の戦争』小学館、2003年、75頁)のである。

このように考えるならば、フセインのイラクの場合に抑止理論が機能するのかどうかについて言えば、フセインが一度核兵器を所有するようになると「北朝鮮と同様、イラクは米国を《恐喝》したり抑止したりする能力を手にし、北朝鮮の場合と同様に《通常的外交手段での扱い》を受けるようになる」

ため、フセインが「理性的判断のうえでも、感情的衝動からでも、彼の挑発行為に対して米国が行動を起こすのをいずれにしても抑止でき」、またフセインは「中東地域で侵略行為や恐喝行為に踏み切り、米国はそれでも——同盟国、あるいは米国自身から戦死者が出るのを恐れて——イラクの行動に反撃することができないような抑止力が働く」(169頁)ことになるため、結局「抑止されるのはわが方となる」(168頁)というカプランとクリストルの指摘は正しい。なぜならば、冷戦時代以降の世界は変わり、それと同時に米国に対する脅威の実体も変化を遂げ、ソ連共産主義の死滅とは別に、それと同時に起こった主要な変化は以前よりも多くの国々が大量破壊兵器を保有することとなったという事実があるからである¹⁰⁾。

そのため、先制攻撃の重視は「今日の世界が余りにも狭く危険となり、ある場合には単に封じ込めに頼るといふ贅沢は認められなくなっているという事実の認識を反映している。そして、大量破壊兵器を開発している独裁者たちに対する先制攻撃は、民主主義国家の利益に合致する。米国の国家安全保障戦略は、理念と国益の間の、道義と権力との間のギャップを最小限に止める方法を探求することを重視する」というものであり、これが独創的なアメリカ的国際主義である¹¹⁾。

また、先制攻撃の概念のルーツは国際法の父と呼ばれるフーゴ・グロティウスにまで遡り、彼は17世紀に「相手を殺す準備をしている人間を殺すことは適法である」とし、先制攻撃の合法性については米国国際法協会の創始者であるエリフ・ルートは1914年に「すべての独立国は効果的な自衛がもはや手遅れとなる状況の発生を防止するための自衛行為を行う権利を有する」と言い、今日では「先制攻撃の法的基礎は余りにも拡大し…相手からの攻撃が目前に迫るよりずっと以前の段階で自衛行為の先取りが可能となっている」

10) たとえば「過去二、三年間をとっても、インドとパキスタンは12回にわたって核爆発の実験を実施している。パキスタン、イラン、北朝鮮、それに中国はそれぞれ自国製の弾道ミサイルをテストしたと言われている。イラク、シリア、およびリビアは弾道ミサイルの部品を入手したと言われ、中国とロシアは中東全域に弾道ミサイル技術の輸出を続けている」(169頁)のである。

(173頁)のである¹²⁾。そして、カプランとクリストルは「侵略を受ける国は侵略国が攻撃前夜の状態になるまで待つ必要はなく、それ以前に被侵略国は侵略国を先制攻撃する正当な理由を持つ…被侵略国はまた、侵略国が核兵器や化学兵器の所持を完了するまで待つ必要はなく、被侵略国はそれ以前にこれらの破壊兵器を製造している工場を攻撃する正当な権利を有する」という政治学者リチャード・リーガンの著書『正義の戦争』を引用し、「イラクにこれを適用すると、米国は先制攻撃の行使の合法性を訴える必要さえないのだ。結局のところ、イラクを攻撃することで米国は、サダムが無視してきた、あるいは違反してきた数多くの現存の国連決議を実行に移しているだけなのだ。この場合、イラクへの侵攻は、国際法の基礎を崩すのではなく、むしろ維持する役割を果たすのだ」(174頁)としている。

さらに、ブッシュ・ドクトリンが「米国は国際社会の支持を得るための努

11) 独創的なアメリカ的国際主義について、カプランとクリストルは「リベラルと現実主義者は互いに異なった方向から世界に関わりを持つが、イラクに関する限り、両者とも、サダムの武器庫が拡大を続けて脅威の増大が止まらない状態を座視するという意味では同じ羽目に陥ったのだった。と言うのは、両者のイデオロギーは米国を外交政策に関するかぎり関与を最小限度に止めようとする点では同じだからだ。リベラリストの場合は、自国の国益という概念自身座りが悪いし、現実主義者の場合は、国益の定義が余りにも狭隘だからだ。それでは特にサダムの場合にはどう対処するのかという問題については、この二つの立場を表す世界観のいずれもから、行動を起こさないことが好ましいという結論が導き出される」(134頁)のであり、ブッシュ大統領が「独創的なアメリカ的国際主義」と呼ぶものは「現実主義とリベラリズム双方の最も優れた要素の結合を目指す哲学である。この世界観はブッシュ政権が自分勝手に創造したものではない。米国の軍事力を米国の理念と組み合わせ、セオドア・ルーズベルトとハリー・トルーマンからジョン・F・ケネディとロナルド・レーガンに至る四人の大統領が独創的なアメリカ的国際主義の綱領を実際の行動に移していて、大きな成果を生んでいる」(135頁)としている。

12) 1981年にイスラエル空軍がイラクのオシラク原子力発電所を攻撃した事件について、イスラエル側はこの攻撃の目的を「わが国がいかなる状況の下でも、敵国がわが国民を対象として大量破壊兵器を開発することを許さない」と述べ、カプランとクリストルは「オシラク事件は実に、明瞭な、しかし目前には迫っていない脅威に対して実行された先制的軍事行動であり、国際社会からの抗議の叫びにもかかわらず、先制的軍事行動の重要な規範として今日位置を占めている」(180頁)と言う。

力を継続するが、必要とあれば先制行動による自衛権行使の単独行動も辞さない」としている単独行動について、狭い意味では「多国間の共同軍事行動を主張する側の主張が理にかなっている。米国は、他の国々と強調して行動するという選択肢を優先すべきだ。そうすることによって、米国の戦争目的はより広範な合法性を獲得するだけにとどまらず、目的の達成がはるかに容易となる——もし軍事的にはそうでなくとも、少なくとも財政的に、そして政治的にそれが言える」(181頁)が¹³⁾、多国間の「連合があまりに多数の参加国からなる場合、それ自体が米国にとって使命を遂行する上での邪魔者となる」(185頁)可能性は否定できず、「異なった国々が異なった感覚と要求をこの多国間協力の仕事に持ち込むのだから、連合の規模が大きくなるほど米国の行動の自由は縮小されることになる」(185-6頁)ため、この意味において多国間での承認は米国が軍事行動を起こすための必要条件ではないのである¹⁴⁾。

13) カプランとクリストルは、多国間の共同の軍事行動は財政的にも目的の達成をはるかに容易にし、「先制的軍事行動が持つ利点の一つは、それが他の選択肢よりもしばしばコスト安である」(180頁)と言い、これは極めて現実的な見方ではあるが、経済的コストという観点からの分析には疑問も残る。

14) 国家安全保障会議でチェイニー副大統領は「連合は目的だとみなさんは考えているようだが、そうではなく、テロリズム一掃の手段であるべきです。世界各国の支援は望ましいが、連合に動きを制約されたくない。任務が連合の輪郭を定めるのです。その逆ではいけない」(ボブ・ウッドワード、前掲書、65-6頁)と述べている。一方で、アフガン戦争に関連して国連安保理に「もし米国が軍事行動の承認を求めたら、ロシアや中国も賛成票を投じて可決され、合法性を強化する見込みがあったのだ。にもかかわらず、米国がその手続きを踏まなかったのはなぜか。それは、国連の承認を得ると、それ以後の軍事行動で、かえって手をしばられることになるのを嫌ったからだといわれている。これも、合法性よりも武力行使の自由を優先する《単独行動主義》の現れだった」(坂本義和「テロと文明の政治学」、藤原帰一編『テロ後世界はどう変わったか』岩波新書、2003年、10頁)との指摘があるが、合法性と単独行動主義は別問題である。

II 政権変更政策と理論

(1) ブッシュ・ドクトリンと政権変更政策

ブッシュ・ドクトリンの第二の綱領は政権変更政策であり、ここにいう政権変更とは「米国は大量破壊兵器開発を望んだり、近隣諸国を恐喝したり、自国民を残忍に扱う国の政府とは実は平和的共存はできないという認識」(190頁)に基づくもので、ブッシュ・ドクトリンは「外交上の手段か軍事的手段かを問わず、このような政権の終息を実現する権利を留保する」とし、政権変更の最終目的がリベラルな民主主義政体の実現であるとするブッシュ・ドクトリンはこの理由から米国の国家安全保障戦略は米国に「人間の尊厳を擁護し、この考えに抵抗する勢力に対しては人間の自由を認めるような戦力の均衡、すなわち、すべての国家とすべての社会にとって政治的、経済的自由がもたらす成果と使命を自主的に選択することが可能となるような勢力均衡を実現することで対抗する」責務を負わせているとし、それは米国の国家安全保障戦略における「封じ込め政策」から「政権変更政策」への転換を意味するものである¹⁵⁾。

この「封じ込め政策」から「政権変更政策」への転換の背景には、リベリズムによる「封じ込め政策」の失敗によりフセインの脅威が増幅して現実のものとなったという認識がある¹⁶⁾。つまり「征服欲に駆られたこの独裁者と大量破壊兵器の入手という事態に直面した第一代ブッシュ政権とクリントン政権の対応は、中途半端な軍事力の行使と外交的妥協であった。政治体制の転覆を真剣に迫るというよりは、父親のブッシュ大統領は対イラク戦争を

15) レーガン・ドクトリンは「冷戦政策の伝統にはみられない慎重さと過激さを共に兼ね備えた戦略で…東西二極体制を前提とする《封じ込め》戦略を見直して、共産圏に対する《巻き返し》を図るという野心的な意図を背景に持っていた」(田島晃「俯瞰する帝国」、藤原帰一編、前掲書、101頁)し、ソ連を「悪の帝国」と呼んだレーガンは「米国に敵対する国々に対しては、《勢力均衡》や《関与》といった政策ではなく、相手の政治制度を変更することで初めて米国の安全とより安定した世界を保持できるのだと信じた」(143頁)のである。

不当に早期終了し、背後からの米国の教唆で起こった反乱軍をフセインが殺戮するのを見て見ぬふりをした。他方、クリントン政権は、その効果が減少しつつある封じ込め政策と、時たまのミサイル一斉射撃で檻の中に封じ込めておくのに十分だとの希望的見通しから、フセインの側から投げかけられた道義的、戦略的挑戦と真正面から対決するのを避ける姿勢に終始した」(87頁)ため、北朝鮮の場合と同様に、フセインは「クリントンがホワイトハウスを去るまでに、最初からほぼ見せかけに過ぎなかった封じ込めの檻からすでに脱出していた」(133頁)のである¹⁷⁾。

この結果、イラクでは「格段にはっきり読みとれる脅威が存在し、それははるかに恐ろしい結果を生む可能性がある…今日存在するこの脅威を理解し、イラク政権の意図と欺瞞を感知している我々には最悪の事態を予想すべき十分な理由があり、従って、我々にはそれが現実起こるのを防止する差し迫った責任がある」(154-5頁)とブッシュ大統領が語っているように、「米国の責任はフセインが放逐されても終わりにはならず、たとえイラクが今後立派な

16) 多くの軍縮協定、国際条約、そして軍事力の行使に対する嫌悪は「ドンキホーテ的であり、精神よりも現実の法規を重んじるのを理想とする外交政策を重んじる結果を生む。過去には、これがユートピア主義に陥り、米国の外交政策の歴史に残る国際連盟の結成や、戦争を非合法化した1928年のケロッグ・ブリアン協定となり、ソ連が一貫して違反を続けた冷戦期に数多く締結された軍縮協定の有効性への挫けぬ信仰を生んだ」(123頁)のであり、そもそもニクソンからカーター政権に至る時期の外交政策の主流は「米国はソ連との平和共存に最大の努力を払うべきで、いずれにせよ米国はソ連邦のシステムを相手に真剣な挑戦を続けるだけの能力は無いのだとするものだった。ソ連との軍備拡張競争は米国を破産させるか、そうでなければハルマゲドンの規模の戦争が不可避だと考えられたのだ。従って、共産主義のイデオロギーの本質に挑戦するとか、共産主義は邪魔であり正当性がないといった主張を全面に出すのは、どう鼻屑目に見てもドンキホーテ的であり、悪くすれば深刻な危機を招来すると考えられた」(142頁)のである。

17) 「封じ込め政策」の有効性については、「《反戦平和》という立場からではなく《政治的現実主義》の立場から、《イラクの脅威》なるものの実態を評価し、《注意深い封じ込め》で対応することの妥当性を主張するもの」もあり、「確かに、《封じ込め》など反対陣営の揺さぶりでザル抜けになりがちだった冷戦期と異なり、国際社会が連帯しての《封じ込め》の効果はあなどれない。孤立しては成長も安定も望めない時代なのである」(寺島実郎、前掲論文、9頁)とする楽観的な見解もある。

民主政府を持つようになったとしても変わらない。ブッシュ・ドクトリンは、イラクの政権変更をその中核的なポイントとして据えているが、この文書は米国の対外政策全体に関する指針と目標を提示するもの」(155頁)なのである。

このような「政権変更政策」について、カプランとクリストルは「専制的国家との関係は、本来的に言って維持に困難が伴う。米国の理念と米国の軍事力は、不可避免的に権威主義的で独裁主義的な相手国の政権が拠って立つ基盤を掘り崩してしまうことになる。自らの正当性を補強するために、このような政権はしばしば、米国とその同盟国とを威嚇する目的で、中国や北朝鮮のように軍備を増強したり、或いは、イラクやセルビアのように地域内での侵略行為を計画したりして、米国を挑発する行為に出る」ため、イラクや北朝鮮のような「専制的な国家権力と対峙する場合は、特に、米国や友好国に危害を加える能力がある場合、米国は平和共存ではなく、体制変換を目標とすべきだ。米国は、たとえ相手国が米国の諸原則に照らして見てどれほど嫌な相手で、どれほど米国に敵意を持っていたとしても、どんな政権とでも《取引する》ことができるという考えは、道義的にも、戦略的にも、疑わしい選択である」(210頁)としている。

また、政権変更政策は「民主主義の輸出」としてこれまでも議論されてきたものであるが、「世界がある恐ろしい朝見てしまった、過激主義とテクノロジーが出会う十字路は、独裁主義の長期にわたる持続が、たとえそれが何処であっても、民衆の怒りを生み、テロリズムを誘発して我々に深刻な危害を及ぼすことを我々に示した。…世界を民主主義にとって安全なものとなせねばならない。何故ならば、民主主義自身の安全と存続が脅かされているからだ」(ジョン・ルイス・ガディス)といわれるように、政権変更政策として「中東地域で民主主義を広げるのは国家の利己的行為ではない。それは、米国の福祉に関わる、そして生き残りに関わる問題」(202頁)なのであるとカプランとクリストルは言う。

(2) 政権変更理論と現実

ブッシュ・ドクトリンにおける政権変更政策やその「軍事戦略は、同時に世界史という視点からすると、より大きな転換を示す画期となり得る可能性を秘めたものとしてある。すなわち、《ドクトリン》は戦争と革命の世紀であった20世紀の歴史体験を教訓として生み出された国家主権・民族自決・内政不干涉の尊重を中心とする近代国際法あるいは国際秩序を真正面から否定する意図を露骨に孕んだものとしてある。世界史をさらに遡って言うならば、主権国家の存在を確認するなど、近代的な西欧国家体系成立の主要な画期とされるウエストファリア条約(1648年)によって形成された国際秩序をも否定しかねない内実を孕んでいる、と言っても決して過言ではないであろう」(瀬瀬厚「アメリカのイラク侵攻と中東戦略—露呈した「ブッシュ・ドクトリン」の狙い—」『反戦情報』, No.224, 2003年4月)という批判がある。

しかし、ここで問題なのは国際法の下では国家主権の原則から導き出される「侵略行為の禁止」というものがあり、自衛のためという理由がない限り他国に対して武力を行使することはできないということを重視するあまり、ブッシュ・ドクトリンの批判者はたとえフセインが「何十万にも及ぶ自国民を投獄し、拷問にかけ、毒ガスで殺害し、射殺し、爆弾で攻撃した」(30頁)としても、「外国は独立国であるその国の国内問題に干渉できるという法的根拠はない…ホロコーストやポルポトやルワンダの体験を過去に持つ今日さえ、《現実政治》の信奉者の多くは、欧米の基準に照らしてそれが《合法》かどうかはともかく、一国の政府は自国内では自由勝手に振る舞う権利があると信じている」(51頁)ことであり、結果としてブッシュ・ドクトリンの批判者が「国家主権・民族自決・内政不干涉の尊重を中心とする近代国際法あるいは国際秩序」の前に、「何十万にも及ぶ自国民を投獄し、拷問にかけ、毒ガスで殺害し、射殺し、爆弾で攻撃した」フセインの残虐な行為を容認し肯定していることである。

これは、これまでの米国においても当然の如く垣間見られたものであり、たとえば「第一代ブッシュ政権は、米国がクウェートに持つ国益を守るため

に強硬な手段をとるという世界政策を持つことを中東地域に示して見せたが、バクダッドの政治体制を変更することなく、またサダムの暴政下の生きるイラク国民の運命には無関心にイラクを去った」(89頁)のであり、それは第一代「ブッシュ政権が欲したのは…イラクの《安定》であり、それがたとえイラクがサダム・フセインの独裁下のものでも良かった」(101頁)からである。また、クリントン前大統領は「国際社会と国際諸機関を、国際問題への対処に際しての究極的権威と位置付け、米国が単独で自らの軍事力を行使することには大きな躊躇を示し、鞭よりも飴にはるかに大きく依存するという外交政策」(123頁)をとった結果、ルワンダでの集団虐殺への関与を見送ったのである¹⁸⁾。

しかし、ハイチ、ボスニア、コソボの場合には、クリントン政権は「米国そのものには直接の脅威が存在しなかったが、これらの国々の国民と周辺諸国に対する危害を未然に防止するために軍事力を使用した。民主党はこの種の先制的干渉の一形態を2000年の同党の綱領に組み込み…《問題が危機にまで発展する以前に対処する行為であり、問題の発生地点にできるだけ近くで対処し、脅威の発生直後できるだけ早期に対応できる軍事力と機材を配備する》」(177-8頁)とした。これを受けてアナン国連事務総長は「民間人を大量虐殺から保護するための干渉支持の基準が生まれつつある」と賞賛したのである。

そして、ブッシュ・ドクトリンはクリントン政権の歩んだ道をさらに先に進めて「新しい原則…言わば国家主権の限度とでも呼べるもの」を提唱し、それは「国家主権は一定の責任を生む。その一つは自国民を大量虐殺しないことだ。いま一つはどのような方法であってもテロリズムを支援しないことだ。もし政府がこれらの責任を全うしない場合は、その国は主権国家に通常認められている特典の一部を失うこととなり、その中には、国内での問題に

18) 国際社会とともに国際社会のための行動を優先する態度や、「国際間の通商とテクノロジーが世界各国の自由化につながるという信仰に似た信念は…典型的な弱気なりベラリズムにその端を発している」(128頁)とカプランとクリストルは指摘する。

については外部からの干渉を受けない権利が含まれる。そして、米国を含む他国政府は干渉行為を行う権利を取得する」(178頁)というものである。言うまでもなく、この政権変更政策はその目的が米国及びその同盟国の安全に関わる限りでは「抑止政策(戦略)」と位置づけられるものであり、その本質は「外交上の手段か軍事的手段をもちいて政権を終息させるという威嚇」にあり、とりわけ自国民を大量虐殺する国家(あるいは政権)が米国及びその同盟国に危害を加える意図や能力がある場合には、それは先制行動による自衛権の行使としての「軍事的手段をもちいて政権を終息させる」という威嚇の強いメッセージなのである。

他方、他の国家を民主化しようとするのは「米国の諸原則は世界に通用する普遍原理だとする偏狭な思い込みのせいであり、この種の狭量な国粹的愛国心は不可避免的に世界を作り変えようとする危険な《十字軍戦争》に進むが、これは、米国特有の単純さと高慢さの配合から生まれた死に至る病なのだ」と批判されているが¹⁹⁾、カプランとクリストルは「民主主義の輸出は、米国の重要な国益の促進という目標を達成する。そして、この目標の達成は、米国が最も大切にしている理想を実現することを通じて達成されるのだ——中でも大事なものは、国民は自らの同意なしに統治されるべきではないという信条である。ブッシュの国家安全保障戦略が言うように、《世界のどの国民も圧制を望まず、従属を希望せず、真夜中に秘密警察がドアを叩くのを希望していない》のだ」(206-7頁)と反論している。

19) ブッシュ政権によるイラク攻撃には「《イスラム中東世界を現代世界に変革》すると本気で思い込み、米国流の人権と民主主義の旗を世界に翻らせ《新しい米国の世紀》を創ることを夢見る意図が横たわっているのである。かつての帝国主義が、領土や資源の支配を意図したエネルギーを発散していたのに対して、《人権と民主主義のための十字軍》的な思い入れに陶酔しているという意味において《新しい帝国主義》の出現なのである」(寺島実郎、前掲論文、8頁)という批判もある。

Ⅲ 軍事的優位性維持政策と理論

(1) ブッシュ・ドクトリンと軍事的優位性維持政策

ブッシュ・ドクトリンの第三の綱領が軍事的優位性の維持政策(米国の指導力の行使)であり、それは「米国はわが国と同盟国に対するいかなる敵の企ても倒す能力を維持する。ソ連崩壊以来の米国の圧倒的優位にいかなる国も対抗することを許さない。潜在的な敵対国家が軍拡の実施によって米国の軍事力と同等の、あるいは米国を凌駕する軍事力を保有しようとする野望を思いとどまらせるのに十分かつ強力な軍事力を米国は保有する」というもので、カプランとクリストルによれば、その本質は「躊躇の繰り返し」から「決然とした指導力の行使」への転換を意味するのである²⁰⁾。

つまり、ハリー・トルーマンが議会で「直接、間接の侵略によって自由な諸国民の上に強制された全体主義政権は、国際平和の基礎を掘り崩し、その結果米国の安全を脅かすという事実を率直に認識する」と演説し、1947年に新しい一つの時代が始まったように、「躊躇の繰り返し」から「決然とした指導力の行使」への転換は新しい時代の始まりを告げるものであり、ブッシュ大統領は「すべての国にとって《自由のための必要条件》は同じであり、米国はこれらの必要条件を弛まず押し広げていく決意」(222頁)を誓約したのである。同時に、トルーマンは封じ込め政策に依存し、ブッシュは先制攻撃政策を採用したが、「この二つのドクトリンは同じ目的を目指している。それは、米国の指導力が目指す道筋を示し、米国の軍事力がそれを援護し、米国の理想の伝播を最終目的としている」(223頁)のである²¹⁾。

そして、「躊躇の繰り返し」からの転換とは「ベトナム症候群の完全な退治」を意味し、それはこれまで米国の政策立案者だけが「ベトナム戦争の教

20) カプランとクリストルは、「ベトナム戦争以前の冷戦時代の戦士のように、現ブッシュ政権のメンバーは、危機と機会の両方が同時に存在するのが現在の時代だと認識している。彼らからすると、米国は二つの目標を同時に追求すべきなのだ。第一には、米国の国益と原則に貢献する世界秩序の推進であり、第二には、このような秩序の達成に対する眼前の障害物となる脅威に対する自衛である」(253頁)としている。

訓」に拘り続けていたからである²¹⁾。たとえば「ニクソンとキッシンジャーが、ベトナム戦争後の第三世界への関与を棚上げしている間に、モスコーはアフリカ、中東、そして東アジアの諸地域でソ連の影響力拡大の努力を加速させ…カーター大統領がベトナム戦争の経験から米国は《他国の国内問題に干渉》してはならないという教訓を学んでいたその時に、ソ連はアフガニスタンに侵攻し、中米に代理国家を建設するのに腐心していたのだ。だから、米国は臆病風に取りつかれていると判断したフセインやスロボダン・ミロシェヴィッチは、ベトナム戦争の例を根拠に米国は決して侵略行為を阻止しないと主張し」(232頁)、事実、侵略行為をしたのである。

そのため、ベトナム戦争の経験はポスト冷戦時代における軍事力行使のガイドラインとはならず、「ベトナム戦争の教訓に厳格に従えば、平和維持軍への参加も、懲罰的空襲も、人道的介入も不可能となる」(232頁)のであり、認識しなければならない事実は「文明の礼儀と集団虐殺との間、それに秩序と混乱との間に立ちはだかるものは、多くの場合米国の軍事力だ」ということであり、たとえば「米国がボスニアへの介入を拒否した時、現地での人道的危機の状況は、米国にとっての重要な国益の一つである大西洋同盟の安定性を直ちに脅かし始め…米国は国際システムの蝶番の役割を果たしている」

21) 1950年にトルーマンが発した有名な国家安全保障指令第68号は「自由な制度の敗北は、たとえ世界のどの地域で起こったとしても、それはすべての地域での敗北につながる」と宣言し、ジョン・F・ケネディはかの有名な演説の中で米国は「如何なるコストを払っても、如何なる負担を負っても、どんな困難に遭遇しても、どんな友にも支援の手をさしのべ、どんな敵とも勇敢に戦い、自由の存続と成功を確保する」と明言している。

22) ベトナム戦争の教訓とは、「米国は《決定的に重要な国益》が危機に曝されている場合にのみ干渉に踏み切るべきだというものであり、それが国益の《周辺部》であったり、また決してイデオロギー上の理由などであってはならないというもの」で、カプランとクリストルは「このようなわけで、ベトナムでは米国の戦争行為がまだ継続していたにもかかわらず、ニクソン大統領は《世界の如何なる地域でもベトナム戦争のような戦争を避けるのが、政権党の如何を問わず米国政府の目的である》と宣言したのだ。米国のこのスタンスの下では、《直接の脅威にさらされている国は、自国の兵力を使って自国を防衛する主たる責任を負う》ということになる」(140頁)と指摘する。

ため、「このシステムに対する脅威を目の前にして米国がそれを座視するならば、国際秩序は崩れる。それも急速にだ。最近の歴史を見ても、米国の自己抑制が過ぎると——好戦性ではなく——それは問題をかえって増幅し、より深刻な惨事を生んでいる」(232-3頁)のである。

ブッシュ大統領がウェストポイント陸軍士官学校で「米国は帝国拡張の意図もなければ、ユートピア建設の欲望もない」と述べているように、「今日の世界秩序を支えているのは米国の利他的な影響力であり、もちろんそれは、米国の国力によって作り上げられたものではあるが、この秩序もまた、米国の諸価値は真に普遍的なものであるとの認識と、これが世界各国によって受容されているという事実によって支えられている。従って、世界で唯一の超大国アメリカが国際社会の——民主主義に味方し、人権を保護し、侵略に抗し、武器拡散に反対する——行動規範を遵守しなければ、米国に挑戦する勢力の成功は米国が創造したこれらの規範を不可避的に弱体化させるだろう。もし米国が——遠慮と自己放棄と、あるいは狭小な国益意識のため——歴史が米国に与えたこの地位から身を引くとすると、程なく起こる混乱の波頭は、間違いなく米国の岸辺まで届く」(235頁)可能性があるとして、カプランとクリストルは言う。

(2) 軍事的優位性維持政策と現実

イラクの危機が消滅したとしても米国が強力で積極的な役割を世界で果たす責務から米国を解放するわけではなく、現在の危機と地平の彼方の未知の危険を考慮すれば米国の双肩に負わされた責務から米国が一時的にも解放されることはあり得ないとした上で、カプランとクリストルは「健全で友好的な国際秩序を維持するには、独裁者や敵意のあるイデオロギーに抵抗し、できれば弱体化させ、米国の国益とリベラルな民主主義の諸原理を支持し、より極端な人間社会の悪に抗っている人々に支援を提供するためのたゆまぬ努力を米国は主導せねばならない。もし我々がこのような世界秩序の構築から手を引くならば、他のいずれかの国がそれに手を出し、出来上がった秩序は

我々の利益や価値体系を反映するものでは決してない」(236頁)と言う。

そして、もし米国がいなければ、どの国が世界の秩序を維持するのかを考えれば、ヨーロッパの指導者たちは1990年代に自らの大陸で起こった民族抹殺事件を見過ごしながら「自らは複数のならず者国家と有利な通商関係を結び、自国の国防予算の増額を拒否し、自らの対外政策を確立するために必要な手を打たずに来てしまった」し、中国は「独裁政権の支配下にあり、機能障害に罹ったイデオロギーに脚を縛られており、近隣諸国に恐怖と嫌悪感をばら撒いている」し、国際連合は「自立した組織として存在しているのでは全くなく、この団体は国家の単なる集合体にしか過ぎず、そのうえ多くの独裁的国家を内部に抱え、米国のように公共心のあるメンバーは数えるほどしかいないのだ。そして米国が、国連の資金的、政治的、そして軍事的能力の大きな部分を負担している」ことからすれば²³⁾、「米国の指導力に代わるものは、結局、無政府的なホッブス的世界であり、そこには侵略を防止する権威は不在で、平和と安全を保障したり、国際規律を強制する権威もない」

23) カプランとクリストルは、「ボスニアとルワンダでの大量虐殺に対してなす術もなくただ無感情に眺めていたり、あるいは、サダムによる国連決議の度重なる無視を見て見ぬふりで見過ごすのでは、国際連合はその構成部分全体の和よりかなり小さい役割しか果たしていないことになる。…国連を米国よりも高い道徳的権威と見なすのは大いに奇妙だ。国連とは、結局のところ、単なる主権国家の集合体にしか過ぎない。参加国個々の政治体制では差別をつけないので、専制国家も民主主義国家と同じほど歓迎されるのだ。そして、これらの専制国家群は、国連参加によって良い変化が起こるのではなく、彼らが逆に国連を——彼ら自身の計画を遂行し不満を宣伝する舞台に変えてしまったのだ。さらには、戦争と平和の問題については、国連の加盟国の中で役割を果たすのは安全保障理事会のメンバーだけである。理事会の常任理事国——中国、ロシア、イギリス、米国、それにフランス——の中で唯三国だけが成熟した民主主義国家である。そして、この三国さえ国連をそれぞれ自国の地政学的目的に利用しているのだ」(183頁)と指摘している。一方、「アメリカがイラクに戦争をしかける根拠となりうるものは、イラクがアメリカを攻撃するか、国際社会(とくに国連安保理)がイラクを国際的な平和と安全にとって深刻な脅威とみなした場合に限られ」(ウィリアム・リバーズ・ピット＋スコット・リッター『イラク戦争—ブッシュ政権が隠したい事実—』星川淳訳、合同出版、2003年、41頁)、あるいは「国連と国際社会の承認を得た本来の合法的で正当な武力行使と、米国が実際に行う武力行使とはズレがある」(坂本義和、前掲論文、10頁)というように、国連に高い道徳的権威を認めている見解もある。

(237頁)のである。冷戦後の世界では「アメリカに対抗できる国家も機関も存在しない。国連には制度はあっても力はなく、アメリカの力に頼らなければヨーロッパでも東アジアでも安定など保てない」(藤原帰一「帝国の戦争は終わらない」, 寺島実郎・小杉泰・藤原帰一編『イラク戦争—検証と展望—』岩波書店, 2003年, 99頁)のである。

そのため「我々にとっての人間らしい未来は、弁解を必要としない、理想主義的な、自己主張力のある、それに十分な資金に裏打ちされた米国の対外政策を必要としている。米国は世界の警察官、或いは保安官であるだけでなく、同時に灯台であり案内人でなくてはならない」のであり、これが「グローバルな責任を負ったグローバルな超大国である米国が直面している現実」(237頁)なのである。米国は「脅威の前に恐れおののく村人たちに駆け込まれてやっと目を覚まして起き上がる《気の進まぬ保安官》であってはならないのだ。米国の優越した地位は遠隔操作では維持できない。米国は、自分自身をある時はヨーロッパの国として自覚し、またある時はアジアの国であったり、中東の国である、という風に頭を切り替える必要があるのだ。だから、同盟国への脅威は米国自身に対する脅威と感じて行動する必要があるのだが、事実そのような脅威は米国自身に対する脅威なのだ。文明社会の行動規範を無視する行為は我々全体に対する身近な脅威であり、それはあたかも我々の家庭のドアに迫った脅威のように感じて行動することが必要なのだ。これが出来ない場合、米国は国際社会にとって信じるに足りないパートナーとみなされ、米国の優越性と国際秩序そのものが掘り崩される」(241-2頁)ことになりかねないのである。

したがって、「大きな破壊力を持つ兵力を世界の主要地域に迅速に展開する能力を持った強い米国が存在すれば、挑戦者が地域内の安定した現状を自らの側に有利なように変更しようと画策する可能性が少なくなろう。そして、この種の挑戦者がまず自国の軍備に法外な支出をする努力を抑止する効果もあろう。他方、もしこのような兵力展開を実施する意思が米国に無い場合は、それは挑戦者たちに青信号を出す結果となろう。潜在的敵国に対して送りつ

けられるべきメッセージは、《そんな計画はそもそも考えもしてはいけない》である。抑止行為とは、これで初めて永続する平和の最も有効な処方箋となるものであり、この薬代は、米国がこのような軍事力を持たない場合に起こる戦争に要する費用よりもはるかに安価なのである」(242頁)ということをおぼろげに忘れてはならない。

さらに、「米国の使命はバクダッドで始まるが、それはそこで終わるものではない。米国が、前回のイラク戦争がそうであったように戦勝の成果に満足し、国内問題に没頭してしまえば、新しい危険が時を措かずに出現するだろう。このような事態の発生を防止するのは大変な仕事であり、イラク戦争とはそのための最初の段階での仕事なのだ。しかし、米国は今や立派な世界秩序を維持する責務を持っている。このチャレンジに応えるのは米国の理念そのものであり、それは、米国民の愛国心と、道徳的、そして戦略的な要請に同時に応える理念」(244頁)なのである。つまり、ブッシュ大統領はブッシュ・ドクトリンにおいて「米国の軍事力に対抗しようとする潜在的敵国にそれを思い止まらせるだけではなく、《わが国の歴史的遺産と諸原則》を世界に適用することにより《人間の自由を効果的に守ることのできる力の均衡を生み出す》形で米国がその政治的信条を世界に広げる意図のあることを率直に明言している」(23頁)のである²⁴⁾。

24) このことについて、イラク「戦争の目的として、ブッシュ大統領は、イラクの民主化と中東地域への民主主義の拡大を唱えた。イラクの国民から民主化のために戦争してくれという要請が伝えられたわけではない。無法な権力によって踏みにじられた人々が解放軍の訪れを待っているという仮定の根拠も怪しい。頼まれもしないのに戦争によって民主主義を広げようというのである」(藤原帰一「帝国の戦争は終わらない」、寺島実郎・小杉泰・藤原帰一編、前掲書、101頁)という指摘もあるが、とりわけ「無法な権力によって踏みにじられた人々が解放軍の訪れを待っているという仮定の根拠も怪しい」というのはイラクに関する国連報告さえも信憑性がないと断じていることになる。

おわりに

以上、本稿ではブッシュ・ドクトリンにおける先制攻撃政策、政権(体制)変更政策、軍事的優位性維持政策(米国の指導力の行使)という三つの重要な綱領に関する現実的視点に立った若干の検討を、ネオコンの中核的論客であるL・F・カプランとW・クリストルの著書を中心に試みたが²⁵⁾、先制攻撃政策、政権(体制)変更政策、軍事的優位性維持政策(米国の指導力の行使)に関して軍事戦略的な観点から本稿で明らかにした点を以下にまとめておく²⁶⁾。

ブッシュ・ドクトリンは、先制攻撃については旧来の抑止力が機能しない場合には米国民を守るために明らかに必要なのは先制攻撃であり、「米国は国際社会の支持を得るための努力を継続するが、必要とあれば先制行動による自衛権行使の単独行動も辞さない」と明言している。この表現から多くの誤解が生まれていると思われるが、これはソ連を想定した旧来の核抑止政策(戦略)に代わる「新しい(態様の)戦争」における「新しい抑止政策(戦略)」であり、その本質は「先制的に攻撃を加えるという威嚇」にある。また、現実的に先制行動による自衛権が行使されたとしても、それは国際法に反する

25) 筆者はボブ・ウッドワードの『ブッシュの戦争』を新刊紹介したが、この紹介に対して本学部の河野眞治教授より「澤教授の紹介の方法と内容に一部疑問を感じた」としてコメントをいただいた。その中で、氏は「イラク攻撃の正当性をどこに求めるのか」「米国の主張も、テロ組織の支援、とくに9/11テロとの関係、大量破壊兵器の存在、独裁者からのイラク国民の解放など時々で焦点をかえているように思える。さらにどれを根拠にするにしても、それは独立国家の政府を他国が軍事的に打倒する根拠になるのか」とされているが、氏が個別的根拠としてあげられているものはブッシュ・ドクトリンにおいて関連的に記されているものであることを指摘しておきたい。

26) 「米外交の目的は《米国の物質的利益と諸原則に合致した国際秩序を保持し、拡大すること》である」が、「それが何であるかを米国単独で判断し、それに反抗する国々は米国の敵であり、軍事力によって排除されなければならない、と主張する。こうしたブッシュ・ドクトリンの論理とイデオロギーでは、世界世論の支持を獲得することはできないだろう」(菅英輝「帝国アメリカのゆくえ」、寺島実郎・小杉泰・藤原帰一編、前掲書、122頁)と言われているが、これはあまりにも短絡的な見方である。

ものではなく、ブッシュ・ドクトリンがいう先制攻撃と自衛権の行使を伴わない先制的軍事行動(攻撃)とは明確に区別されねばならないのである。

また、政権(体制)変更政策についてブッシュ・ドクトリンは「国家主権・民族自決・内政不干涉の尊重を中心とする近代国際法あるいは国際秩序」のもとで自国民を虐殺する国家(あるいは政権)を黙認してきたが、人間の尊厳を擁護するために国家主権に限度を設け、自国民を大量虐殺するような国家(あるいは政権)に対しては外交上の手段か軍事的手段かを問わず、その終息(政権変更)を実現する権利を留保すると明言している。これは、その目的が米国及びその同盟国の安全に関わる限りでは「抑止政策(戦略)」と位置づけられるものであり、その本質は「外交上の手段か軍事的手段をもちいて政権を終息させるという威嚇」にあり、とりわけ自国民を大量虐殺する国家(あるいは政権)が米国及びその同盟国に危害を加える意図や能力がある場合には、それは先制行動による自衛権の行使としての「軍事的手段をもちいて政権を終息させる」という威嚇の強いメッセージなのである。

最後に、軍事的優位性維持政策つまり米国の指導力の行使について、ブッシュ・ドクトリンは健全で友好的な国際秩序を維持する責務を負えるのは米国の他にはないという現実のもとで、「米国は相手からの挑戦を不可能とする軍事力を持ち、またそれを持つ意志があり、それによって不安定化を助長する過去の時代の軍縮競争を無意味なものとし、通商その他の平和的活動の維持保全に貢献するのが米国に課せられた責務なのである」(155-6頁)と明言している。これは、先制攻撃政策、政権(体制)変更政策とともに、文明社会の行動規範を無視する国家に対する「抑止政策(戦略)」であり、その本質は「米国が大きな破壊力を持つ兵力を世界の主要地域に迅速に展開する能力を持つことによる威嚇」なのである。